

地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会 次第

日時 平成21年12月26日(土)
午後1時30分～
場所 山武市役所大会議室

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 議 事

(1) 地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会運営規程
(案)について

(2) 地方独立行政法人さんむ医療センター中期目標・中期計画(素
案)について

(3) その他

4. 閉 会

地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会運営規程（案）

資料 1

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会条例（平成 21 年山武市条例第 21 号）第 7 条の規定に基づき、地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

（意見の聴取）

第 3 条 議長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めたときは、委員会に諮って、関係者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第 4 条 会議は、公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、議長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（会議録）

第 5 条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成するものとする。

開催日時及び場所

出席委員等の氏名

議題及び議事の要旨

前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項。

（会議録等の公開）

第 6 条 会議録及び会議資料は、公開とする。

2 会議録及び会議資料の公開の方法は、山武市ホームページにおいて当該会議録及び会議資料を掲示することによることとする。

（傍聴）

第 7 条 会議は、傍聴することができる。

（傍聴の手續）

第 8 条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に自署しなければならない。

（傍聴することができない者）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることはできない。

銃器その他危険な物を携帯している者

酒気を帯びていると認められる者

張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼり等を携帯している者

笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない

会場における言論に対して、拍手その他方法により公然と可否を表明しないこと

談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと

はち巻、腕章又はたすきの着用その他示威行為をしないこと

飲食又は喫煙をしないこと

みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと

前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第11条 傍聴人は、会議の写真、動画等を撮影又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第12条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 議長は、傍聴人がこの規程に違反すると認めるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年 月 日から施行する。

地方独立行政法人さんむ医療センター 中期目標・中期計画比較表（素案）

中期目標	中期計画
地方独立行政法人さんむ医療センター 中期目標（素案）	地方独立行政法人さんむ医療センター 中期計画（素案）
<p>前文</p> <p>組合立国保成東病院は、地域医療を確保し、住民の健康維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命として、成東町外23か町村立成東病院組合により設置された病院である。その公的使命を達成すべく、昭和28年6月の開院より57年間にわたり、山武郡市における地域医療の中核的病院として、地域全体の医療水準の向上に努めてきた。</p> <p>しかし、急速な少子高齢化の進行や深刻化する医師不足等の影響から病院を取り巻く環境はますます厳しさを増してきており、こうした中で、公的病院としての使命を堅持しつつ、国の医療制度改革や社会環境の変化に迅速に対応するとともに、持続的かつ安定的に医療を提供するため、検討を重ねた結果、地方独立行政法人に運営を移行することとした。</p> <p>なお、検討過程において、一部事務組合を構成する山武市を除く3市町より、地方独立行政法人化以前に、構成団体より脱退する旨の申し出があり、これを踏まえ当該組合を解散し、山武市が単独で地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「医療センター」という。）を設立するものである。</p> <p>地方独立行政法人化後は、住民の医療需要の変化に的確に対応し、救急医療をはじめ住民が求める地域に根ざした医療の提供に努めるとともに、地方独立行政法人制度の特徴を生かして、サービスの向上と経営の効率化等に積極的に取り組み、患者及び住民の信頼に最大限応えていくことを期待する。</p> <p>第1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間とする。</p> <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 地域の特性に配慮した医療の確立と提供</p> <p>(1) 診療体制の整備 医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療の需要など社会の変化に即して診療部門の見直し及び充実を行うこと。 また、地域住民の高齢化による慢性疾患への対応と、今後、地域社会において一層必要とされることが予想されるがん患者に対する緩和ケア等の充実を図るための診療体制を整備すること。</p> <p>(2) 医療機器等の計画的な整備及び更新 医療センターに求められる医療を提供できるよう、中期目標の期間において、医療機器等の整備及び更新を計画的に進めること。</p> <p>(3) 救急医療の充実 二次救急医療機関として、住民が安心できる救急医療体制の充実を図ること。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間とする。</p> <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 地域の特性に配慮した医療の確立と提供</p> <p>(1) 診療体制の整備 患者のニーズにあった医療を的確に行えるよう専門的な外来の充実を図りつつ、専門医師の修練の場の提供を進める。また、急性期医療以降のがん医療の全般的な支援病院として地域の中核を担う医療体制の充実を図る。</p> <p>(2) 医療機器等の計画的な整備及び更新 中期目標の期間中の医療機器等整備計画を策定し、医療機器等の整備及び更新を計画的に実施し必要に応じ新規の購入を進める。計画策定に当たって、診療報酬請求への影響を事前に把握・検討する。</p> <p>(3) 救急医療の充実 地域医療機関と連携し、市民の理解を得ながら、救急業務体制の充実に努める。</p>

2 医療水準の向上

(1) 医療職の人材確保

医療センターにおいて提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図り、臨床研修医及び後期研修医（専門分野の研修を行う医師をいう。）の受入れに努めること。

医師の人材確保については、大学等関係機関との連携強化（寄付講座の検討、奨学金制度の検討）を図ること。

看護師及び医療技術職員の確保については、教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携強化を図ること。

(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上

医師、看護師及び医療技術職員に対して、資格の取得も含めた教育研修体制の充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上（スキルアップ）を図ること。

(3) 地域医療連携の推進

地域の中核的病院として、他の医療機関との機能分担と連携を強化するとともに、山武郡市医師会及び山武郡市歯科医師会からの紹介患者の受入と両医師会との医療情報の共有化を推進すること。

地域の医療機関・介護保険施設等と連携して、往診や訪問看護による在宅療養者及び家族を総合的に支援する体制を構築すること。

(4) クリニカルパスの向上

標準的かつ効率的な医療を提供することで患者負担を軽減し、治療期間の短縮にも寄与できるよう、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）の

2 医療水準の向上

(1) 医療職の人材確保

地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「医療センター」という。）において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図る。また医療職にとって魅力ある病院となるよう待遇改善策に取り組み、職員の確保と定着化をはかる。

ア 医師の人材確保

(ア) 大学等関係機関との連携強化や公募による採用等を推進し、医師の確保に努める。

(イ) 診療実績等を踏まえて医師の待遇改善を図る。

(ウ) 研究費活用制度の活用及び制度の見直等により、研修機会（研修日の取得、学会出席等の補助）の充実を図る。

(エ) 地域医療の研修の場として積極的に大学等に働きかけを行い、臨床研修医の招へいに努め、キャリアアップのための認定専門医取得等が可能となるよう研修環境を整える。

イ 看護師及び医療技術職員の確保

教育実習等の受け入れや職場体験、関係教育機関等との連携を強化するなど、看護師及び医療技術職員の確保に努める。

(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上

医師の専門医資格の取得も含めた教育研修体制の充実や専門性及び医療技術の向上を図る。

ア 診療部門、職種及び職層等に応じて年度毎に研修計画を策定する。

イ 研修計画に基づき積極的に研修の支援を行い専門的分野での資格取得を促進する。特に看護師については、認定看護師の資格の取得を促進する。

ウ 職務上必要な自主研修に参加する職員に支援を行う規程の整備を図る。

（認定看護師とは、社団法人日本看護協会認定看護師認定審査に合格し、特定の認定看護分野において熟練した看護技術と知識を有することが認められた者をいう。（診療報酬の加算もある。））

エ 研究会や、学会等において積極的に発表出来るよう支援する。

(3) 地域医療連携の推進

ア 地域の中核的病院としての使命を果たすため、地域医療機関との連携を密にし、紹介患者を積極的に受け入れるとともに、症状の安定した患者に対しては、地域の医療機関への紹介を進める。

イ 在宅医療に対しては、地域の医療機関との連携・情報交換等による在宅医療ネットワークの構築に努め往診や訪問看護による在宅療養者のサービス向上につなげる。

(4) クリニカルパスの向上

より効果的な医療を提供することで、患者負担を軽減し、治療期間の短縮にも寄与できるよう、クリニカルパスのさらなる向上を図る。また、地域医療連携パスの普及に努める。

作成及び適用を進め、質の高い医療を提供すること。また、医療機関の連携、ネットワーク化を支える地域医療連携パスの普及を進めること。

3 患者サービスの一層の向上

(1) 診療待ち時間の改善等

患者サービスの一層の向上を図るため、外来診療、検査等の待ち時間の短縮に努めること。

(2) 院内環境及び患者・来院者等の快適性の向上

患者や来院者に快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 患者・来院者の利便性向上

病院内の案内等を充実するなど患者・来院者の移動しやすさに配慮し、利便性の向上に取り組むこと。

(4) 職員の接遇向上

職員一人ひとりが接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。

4 安心して信頼できる良質な医療の提供

(1) 安全対策の徹底

患者及び住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故防止対策・院内感染防止対策を徹底するとともに、医療事故等に関する情報の収集分析に努め、再発防止を図ること。

(2) 信頼される医療の実施

医療の中心は患者であるという認識のもと、患者や地域住民と病院との信頼関係を築き上

3 患者サービスの一層の向上

(1) 診療待ち時間の改善等

外来診療、検査等の待ち時間の短縮を進めるため、実態調査を実施し、以下のような改善策を検討する。

ア スムーズな患者の導線を検討する。

イ 予約制度の運用方法を再検討する。

ウ 検査機器の効率的な稼働を行う。

エ その他職員のアイデアを活かすことにより待ち時間の短縮に努める。

(2) 院内環境及び患者・来院者等の快適性の向上

患者及び来院者等に、より快適な環境を提供するため、院内清掃を徹底するとともに、院内巡回を定期的実施して、病室、待合室、トイレ及び浴室等の改修や補修を計画的に実施する。

さらに、患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備に努める。

また待ち時間を快適に過ごすために、医療や健康に関する資料などを常備したライブラリーの設置を検討する。

(3) 患者・来院者の利便性向上

玄関や受付での案内業務の充実や、病院内の案内表示板を増設するなど、患者の利便性の向上に取り組む。病院に至る道順や交通機関の利用方法など病院に至る経路に関してもわかりやすい案内に努める。

(4) 職員の接遇向上

ア 接遇に関して現状調査等を実施する。

イ 調査結果を反映した接遇マニュアルの作成をする。

ウ 接遇マニュアルに従い接客する。また、その成果をアンケート等で確認する。

4 安心して信頼できる良質な医療の提供

(1) 安全対策の徹底

ア 患者及び住民に信頼される良質な医療の提供に努め、院内感染防止対策、医療事故防止対策を始めとして様々な医療安全に対する委員会を設置して検証しつつ良質な医療を提供する。また、情報の共有化を図り職員の意識向上に努める。

イ 医薬品の安全管理の徹底のため、手順書の確認や職員研修を実施して管理の徹底を図る。

ウ 薬剤師による入院患者の服薬の管理指導を積極的に実施し、様々な入院患者の要望に応える分かりやすい内容で指導する。

(2) 信頼される医療の実施

げ、真に地域に密着した病院となること。患者の権利を尊重し、インフォームドコンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。）を徹底すること。

また、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。また、その意見をいう。）の導入について検討すること。

(3) 法令の遵守

患者が安心して医療を受けられるよう、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立すること。

また、個人情報の取り扱いについては、法令を遵守し適切に行うこと。

5 市の医療施策推進における役割

(1) 市の保健・福祉行政との連携

住民の健康増進を図るため、市の機関と連携・協力して各種健康診断を実施するなど、疾病予防及び介護予防の推進を図ること。

(2) 災害時における医療協力と役割

平時から市との連携をはかり、災害発生時においては、災害の医療拠点として患者を受け入れるとともに、市が指揮する災害対策等に協力すること。

(3) 住民への保健医療情報の提供及び発信

医療に関する専門分野の知識を活用し、住民対象の公開講座の開催やホームページや広報紙等での医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

(4) 住民との連携

病院ボランティアの活用を含め、地域住民と医療センターの連携を深めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

医療センターの運営が的確に行えるよう、理事会及び事務局等の体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標が着実に達成できる運営管理体制を構築すること。

病院内において指示・文書等の情報の流れを円滑にし、組織全体として、情報の共有を徹底するとともに、変化への対応能力、意思決定のスピードを高めること。

医療の中心は患者であるという基本認識のもと、患者と家族から信頼され、納得に基づく診療を行う。

さらに、検査及び治療の選択については、患者の意思を尊重したインフォームドコンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう）を徹底する。

また、セカンドオピニオンの導入について、院内調整を図り体制を整える。

(3) 法令等の遵守

医療に関する法令を遵守するため、職員に周知できる環境を整える。

さらに、個人情報保護及び情報公開に関しては、法令に基づき、診療録（カルテ）等の取り扱いに留意するとともに、関係職員に研修等を実施する。

5 市の医療施策推進における役割

(1) 市の保健・福祉行政との連携

ア 予防接種や乳幼児健診を積極的に行う。

イ 居宅介護事業の充実を図る。

ウ その他、市の保健・福祉行政との一層の連携方策について、今後市とともに検討を進める。

(2) 災害時における医療協力と役割

平時から市との情報の共有化を図り、市が行う災害訓練等については、積極的に参加して非常時に対応できるよう手順を検証して医療救護活動の向上を図る。

災害発生時においては、災害医療の拠点として市の要請に基づき医療活動を行うとともに、市が指揮する災害対策に協力する。

(3) 住民への保健医療情報の提供及び発信

各診療科の診療案内、病院の医療に関する取り組み情報などを病院ホームページ及び広報紙等に掲載することや、医療に関する専門知識を活用した住民対象の公開講座の開催をするなど、医療情報の発信及び普及啓発に取り組む。

(4) 住民との連携

地域住民の病院ボランティアへの積極的な開放に努めるとともに、センターと地域住民が、地域医療に関する問題意識を共有し、お互いに支え合う関係を構築できるよう努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

医療センターの運営が的確に行えるよう、意思決定機関である理事会の運営や決定事項の院内周知のための管理職で組織する会議等の体制を確立する。また、病院運営に必要な情報・診療情報（診療報酬等の検証や院内の電算システム構築等）の一元的な把握のための企画・情報の部署の設置を検討する。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員の配置を適切に行う。

(2) 職員の職務能力の向上

医療職の職務能力の高度化・専門化を図るため、専門医・指導医、認定看護師等の資格取得も含めた教育研修システム（短期留学助成などを含む）を整備すること。

事務職については、医事業務及び財務会計等に精通している職員の採用や育成に努め、事務部門の職務能力の向上を図ること。

(3) 人事評価制度の構築

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な新人事評価制度の導入を図ること。

(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮した給与制度を導入し、適切な運用を図ること。

(5) 職員の就労環境の整備

日常業務の見直しや、施設改善を推進し、職員にとって働きやすい就労環境の整備に努めること。

(6) 業務改善に取り組む組織の醸成

職員の意欲を高め、業務運営への積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。

(7) 予算執行の弾力化等

中期計画の枠において、予算科目や年度間で予算を弾力的に運用できる会計制度を活用

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

患者動向を注視しつつ、適正な職員配置により医療を提供する。

必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供に努める。

さらに、経営情報を全職員が共有するなど、経営意識の向上に努め、事務の効率的・効果的な執行に取り組む。

(2) 職員の職務能力の向上

ア 医療職の職務能力の向上については、第2の2の（2）参照。

イ 事務職の職務能力の向上については、病院経営の分析能力や、診療情報の管理・分析の専門能力を有する職員を採用、育成することにより、経営感覚とコスト意識を高め、経営管理機能を強化するとともに病院経営の効率化を図る。

(3) 人事評価制度の構築

職員の努力を評価し、業績や能力を的確に反映した評価制度の構築に取り組む。

(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮した給与制度の構築に取り組む。

(5) 職員の就労環境の整備

ア 日常業務の過度の負担を解消するために柔軟な勤務体制を採用することにより、時間外勤務の縮減及び休暇取得の促進等、職員にとって働きやすく、また、働き甲斐のある就労環境を整備する。

イ 出産後の子育てに対する負担を軽減するため、各種休暇制度の取得促進や院内保育所の利用充実を図る。

ウ 職員の不安、悩みなどのほか、患者からの過度の苦情に対する相談体制を整備する。

エ 再雇用制度の活用を検討を図る。

(6) 業務改善に取り組む組織の醸成

継続的な業務改善への取り組みや、積極的な業務運営への参画を促すため、組織間や異なる職種の職員間のコミュニケーションの活性化、連携の円滑化、職員の意欲の向上を図り、活気あふれた職場環境作りに取り組む。

(7) 予算執行の弾力化等

中期計画の範囲内で予算を弾力的に執行できる会計制度を活用し経費の削減に取り組む

し、効率的・効果的な事業運営に努めること。
また、多様な契約手法を活用するなど、費用面でのコスト削減を図る。

(8) 収入の確保と支出の節減

ア 収支全般

医業収支比率については類似黒字病院と同等を目標とし、かつ給与比率は地方独立行政法人化した病院を目標として努力すること。

イ 収入の確保

効果的な病床管理を行うことにより病床利用率の向上及び高度医療機器の稼働率の向上をはかり、収益を確保すること。また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努めること。

ウ 費用節減

後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品及び診療材料等の購入方法を検討して費用の節減に努め、その他費用についても点検したうえで節減を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に即した中期計画及び年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより健全経営を維持すること。

ため、長期契約、リース契約、その他多様な契約手法に取り組む。

(8) 収入の確保と費用の節減

ア 収支全般

医業収支比率については類似黒字病院と同等を目標とし、かつ給与比率は地方独立行政法人化した病院を目標として努力する。また患者の負担軽減と法人の経費節減に努める。

イ 収入の確保

(ア) 稼働病床数を250床（人間ドック10床を含む）とし、病床利用を190床を目標に10対1入院基本料による収入を確保する。

病床利用率80%を目標とする。

(イ) 高度医療機器の稼働率の向上を図る。

(ウ) 診療報酬の請求漏れの防止に努め、院内での研修を通じきめ細かく診療の行為にあたるよう努める。また、未収金の回収システムとマニュアルの確認を通じ早期の回収に努める。

ウ 費用の節減

(ア) 薬品、診療材料等の他の医療機関との共同購入を検討する。また、在庫の確認による適正な在庫を図るとともに、在庫をより少ない状態にするため、業者委託を検討する。

(イ) 医療機器の整備及び更新に当たっては、施設整備の委員会等において、費用対効果を含めあらゆる角度から検証を行う。

(ウ) その他経費についても、購入時の入札制度を的確に運用して予算執行にあたり、経費の削減に努める。

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を充実させるため、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に即した年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより健全経営を維持する。

- 1 予算 別表のとおり
- 2 収支計画 別表のとおり
- 3 資金計画 別表のとおり

第5 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

(1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出

	<p>費への対応</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、病院施設の建替・整備又は医療機器の購入等に充てる。</p> <p>第8 料金に関する事項</p> <p>1 使用料 病院において診療又は検査を受ける者その他病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。</p> <p>(1) 使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)(以下「点数表等」という。)により算定した額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養に係る使用料の額は、点数表等により算定した額に2.0を乗じて得た額とする。</p> <p>(3) 前2号の規定により難い使用料は、別表により算定した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 文書料 病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から1通につき、〇〇円以下で理事長が定める額の文書料を徴収する。</p> <p>3 消費税が非課税の場合の使用料又は文書料 前2項の場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものの使用料又は文書料の額は、それぞれ当該各項により算定した額に105分の100を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>4 労災保険適用の場合の使用料又は文書料 前3項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が適用される場合の使用料又は文書料の額は、厚生労働省労働基準局長が定める労災診療費算定基準により算定した額とする。</p> <p>5 徴収猶予等 (1) 理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。</p>
--	---

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備の推進

介護老人保健施設の設置を検討すること。

(2) 理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。

(3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。

(4) 既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備の推進

建物の利用を図るため、回復リハビリテーション病棟や介護老人保健施設等の設置を検討する。

1 予算 (平成22年度～平成25年度)

区 分	金 額(千円)
収入	
営業収益	14,827,901
医業収益	13,459,992
運営費負担金(収益)	1,173,673
その他営業収益	194,236
営業外収益	525,603
運営費負担金収益	291,171
その他営業外収益	234,432
臨時利益	0
資本収入	120,000
運営費負担金収入	120,000
長期借入金	0
その他資本収入	0
	15,473,504
支出	
営業費用	14,834,754
医業費用	12,144,337
給与費	7,670,834
材料費	2,484,767
経費	1,960,015
研究研修費	28,721
一般管理費	2,690,417
営業外費用	139,176
臨時損失	0
資本支出	240,000
建設改良費	240,000
償還金	
	15,213,930

2 収支計画 (平成22年度～平成25年度)

区 分	金 額(千円)
収入の部	15,587,309
営業収益	15,061,706
医業収益	13,459,992
運営費負担金(収益)	1,173,673
資産見返物品受贈額戻入	233,805
その他営業収益	194,236
営業外収益	525,603
運営費負担金収益	291,171
その他営業外収益	234,432
臨時利益	0
支出の部	15,305,407
営業費用	15,166,231
医業費用	12,415,908
給与費	7,670,834
材料費	2,484,767
経費	1,960,015
減価償却費	268,294
研究研修費	28,721
資産減耗費	3,277
一般管理費	2,750,323
営業外費用	139,176
臨時損失	0
純利益	281,902

3 資金計画 (平成22年度～平成25年度)

区 分	金 額(千円)
資金収入	15,473,504
業務活動による収支	15,353,504
診療業務による収支	13,459,992
運営費負担金による収支	1,464,844
その他の業務活動による収入	428,668
投資活動による収入	120,000
運営費負担金による収入	120,000
その他の財務活動による収入	0
財務活動による収入	0
長期借入れによる収入	0
その他の財務活動による収入	0
資金支出	15,213,930
業務活動による支出	14,973,930
給与費支出	7,670,834
材料費支出	2,484,767
その他の業務活動による支出	4,818,329
投資活動による支出	240,000
有形固定資産の取得による支出	240,000
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	0
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	259,574

論 点 整 理
(第1回評価委員会(11/25)の審議等を踏まえ)

1 給与費

(論点)

民間病院等の制度を参考にしながら、独法職員の給与表を検討すべき。医師確保の重要性に加え、これからの地域医療の実践の要となる看護師確保の緊急性・重要性を踏まえたものとすべき。

(対応方針案)

国立病院機構、県内公立病院、民間病院等の制度を参考にしながら新独法の給与表を作成する。

給与比率については、ベースとして69%程度が想定されるが、地方独立行政法人化した病院(例えば、那覇市立病院は62~63%)を目標としてさらに努力する。このため、医業収益の向上策についても検討を進める。

・事務職給与表については、現給保障のあり方を含め、職員との意見交換を重ねながら検討を進める。

・医療職給与表については、手当等の充実などにより、他病院と比べて遜色のないものとする方向で検討を進める。

2 病床構成

(論点)

許可病床350床に対し近年の稼働実績が180~200程度であり、1病棟(南棟5F)が空いている状況から、必要なマンパワーの確保をしながら、施設の有効利用を図ることが重要。また、入院患者の高齢化に適切に対応することが必要。

(対応方針案)

許可病床を250床(うち10床人間ドック、40床回復期リハビリテーション病床(精査中))とする。その際、病床利用率については、一般病床分(200床ベース)について80%を、回復期リハ病床(40床ベース)について90%を目標とする。

なお、患者サービス向上の観点から一部の病室の4床1室化(現在6床1室)の検討を行う。

老健施設について、22年度における病院全体の施設の利活用状況及び経営状況を踏まえながら、その具体化を引き続き検討する。

3 中長期的ビジョン

(論点)

中長期の病院ビジョンが必要。今後、適当な時期に、医療の提供開始が26年度と予定されている1市1町の医療センターとの連携方策について検討が必要。

(対応方針案)

中期目標期間(22~25年度)にあつては、2次救急など山武郡市において現在の成東病院が果たしている役割を継続していくことを基本とするとともに、二度と地域医療崩壊の危険を招かないよう、独立行政法人としての経営基盤を固め、経常収支が均衡する経営を目標とする。また、緩和ケアの充実など地域医療を担う病院としての特色・強みを形成する時期とする。

次期中期目標期間(26~29年度)に向けて、地域の診療所、近隣の旭中央病院などの高度医療機関との役割分担の中で、さんむ医療センターの、地域住民に必要とされる、真に地域に密着した病院としての位置づけを明確にする。また、将来の地域医療の発展のためには、医師・看護師等の安定的な確保及び計画的な設備投資が不可欠であることから、この原資となる内部留保を十分に形成していくことが可能となる経営を目指す。

他病院給料表との比較

(単位:円)

	成東病院での 平均勤務年数	想定平均給料額 (国立病院機構ベース)	A病院の給料表使用 の場合の平均給料 (8.5%の加算あり)	差額	B病院の給料表使用 の場合の平均給料	差額
事務(係長以下)	19年6月	308,301	285,802	22,499	272,752	35,549
看護助手	16年6月	233,833	243,136	-9,303	190,844	42,989
助手 (クレーク・ボイラー等含む)	20年6月	286,306	255,445	30,861	198,733	87,573

職種別給与に関する調べ(平成19年度)

地方公営企業年鑑より

	組合立国保成東病院	船橋市	松戸市	旭市	大網白里町			参考:診療特別手当除く
	国保成東病院	医療センター	国保松戸市立病院	国保旭中央病院	公立長生病院	国保大網病院	横芝光町 東陽病院	国保成東病院
1. 事務職員								
(1) 職員数(人)	34	35	51	102	22	7	11	
(2) 基本給	330,314	398,507	452,807	271,871	347,092	374,726	329,925	
(3) 手当 うち	176,635	257,645	276,940	179,142	145,048	179,512	159,313	
ア、時間外勤務手当	27,674	50,979	52,802	33,435	2,048	9,952	10,440	
イ、特殊勤務手当	213	157	2,345	23,130	0	0	0	
ウ、期末勤免手当	129,574	158,388	183,616	105,641	117,587	149,583	125,328	
エ、その他	19,174	48,121	38,176	16,937	25,413	19,976	23,545	
(4) 計	506,949	656,152	729,747	451,013	492,140	554,238	489,238	
(5) 平均年齢(歳)	43	41	46	40	43	44	43	
(6) 平均経験年数(年)	19	18	22	17	22	23	20	
2. 医師								
(1) 職員数(人)	28	66	99	114	20	12	7	28
(2) 基本給	512,896	587,357	660,247	561,988	674,694	557,347	645,818	512,896
(3) 手当 うち	916,845	717,348	600,776	798,353	772,694	826,826	622,420	666,845
ア、時間外勤務手当	0	0	0	0	4,536	0	273	0
イ、特殊勤務手当	80,810	223,305	101,740	168,262	115,740	10,826	69,205	80,810
ウ、期末勤免手当	198,836	238,822	258,559	275,758	231,426	235,681	256,784	198,836
エ、その他	637,199	255,221	240,477	354,333	420,991	580,319	296,159	387,199
(4) 計	1,429,741	1,304,705	1,261,023	1,360,341	1,447,388	1,384,173	1,268,238	1,179,741
(5) 平均年齢(歳)	47	44	45	43	45	46	52	47
(6) 平均経験年数(年)	16	18	8	17	19	20	24	16
3. 看護師								
(1) 職員数(人)	114	326	427	637	100	50	23	
(2) 基本給	301,203	307,043	338,235	253,220	344,735	301,682	289,911	
(3) 手当 うち	179,031	190,430	211,279	173,395	172,859	167,793	153,672	
ア、時間外勤務手当	6,474	15,433	14,521	11,634	7,438	8,231	1,628	
イ、特殊勤務手当	4,637	29,626	28,977	49,472	21,093	49	0	
ウ、期末勤免手当	116,809	116,809	132,445	94,635	116,965	115,052	107,973	
エ、その他	51,113	28,562	35,335	17,654	27,363	44,461	44,072	
(4) 計	480,234	497,473	549,514	426,615	517,594	469,475	443,583	
(5) 平均年齢(歳)	40	33	38	33	41	40	41	
(6) 平均経験年数(年)	15	11	13	11	18	16	17	
4. 准看護師								
(1) 職員数(人)	34		43	55	13	10	13	
(2) 基本給	375,743		423,511	292,286	391,225	390,217	324,058	
(3) 手当 うち	200,554		241,408	183,667	190,806	219,917	165,481	
ア、時間外勤務手当	8,260		21,674	11,240	8,863	12,125	442	
イ、特殊勤務手当	3,324		24,462	48,813	23,175	250	231	
ウ、期末勤免手当	140,400		167,200	109,623	135,175	154,500	119,122	
エ、その他	48,571		28,072	13,991	23,594	53,042	45,686	
(4) 計	576,297		664,919	475,953	582,031	610,134	489,539	
(5) 平均年齢(歳)	51		50	48	48	53	47	
(6) 平均経験年数(年)	30		23	28	28	32	26	
5. 医療技術員								
(1) 職員数(人)	51	82	96	252	32	12	13	
(2) 基本給	330,683	364,524	400,303	277,127	327,748	330,931	316,173	
(3) 手当 うち	173,325	239,838	225,958	173,920	174,420	179,028	153,083	
ア、時間外勤務手当	7,359	37,960	30,692	17,812	32,778	13,576	1,500	
イ、特殊勤務手当	4,147	8,171	8,443	29,645	7,170	1,917	2,308	
ウ、期末勤免手当	128,021	143,370	158,077	105,872	112,202	130,375	122,423	
エ、その他	33,797	50,337	28,746	20,591	22,269	33,160	26,853	
(4) 計	504,008	604,362	626,261	451,047	502,168	509,959	469,256	
(5) 平均年齢(歳)	40	40	44	38	46	41	42	
(6) 平均経験年数(年)	16	17	18	14	15	19	18	
6. その他職員								
(1) 職員数(人)	27		22	378	20	6	18	
(2) 基本給	279,586		381,398	243,793	324,788	247,458	252,574	
(3) 手当 うち	126,083		182,678	130,047	117,946	152,750	104,394	
ア、時間外勤務手当	3,312		15,038	9,825	1,454	153	139	
イ、特殊勤務手当	3,000		3,019	20,215	179	0	333	
ウ、期末勤免手当	104,250		150,629	92,220	108,229	99,764	90,324	
エ、その他	15,522		13,992	7,788	8,083	52,833	13,597	
(4) 計	405,669		564,076	373,840	442,734	400,208	356,968	
(5) 平均年齢(歳)	53		56	45	50	32	48	
(6) 平均経験年数(年)	19		19	19	26	13	15	
7. 全職員								
(1) 職員数(人)	288	509	738	1,538	207	97	85	
(2) 基本給	337,215	359,192	403,902	280,495	373,999	348,213	326,384	
(3) 手当 うち	247,047	271,903	271,240	210,331	221,830	256,459	185,419	
ア、時間外勤務手当	8,418	19,452	17,717	12,723	10,173	7,898	2,141	
イ、特殊勤務手当	11,125	49,523	33,287	46,200	23,547	1,636	6,288	
ウ、期末勤免手当	129,883	139,876	158,885	110,674	127,236	137,600	122,932	
エ、その他	97,620	63,052	61,352	40,734	60,874	109,325	54,058	
(4) 計	584,262	631,095	675,142	490,826	595,829	604,672	511,803	
(5) 平均年齢(歳)	42	36	41	38	44	42	45	
(6) 平均経験年数(年)	18	13	14	15	19	18	19	

平成19年～21年度 入院患者延数

参考資料3

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
内科	平成21年度	1,305	1,431	1,371	1,370	1,479	1,501	1,696	1,487					11,640
	平成20年度	1,305	1,209	1,048	1,095	1,046	1,052	955	1,075	1,133	1,143	1,227	1,461	13,749
	平成19年度	941	1,051	1,130	1,312	1,301	986	1,283	1,072	1,197	1,195	1,331	1,424	14,223
小児科	平成21年度	101	58	58	94	29	37	57	17					451
	平成20年度	73	74	28	64	36	42	122	91	128	47	39	63	807
	平成19年度	40	47	50	63	49	62	159	67	156	162	151	207	1,213
外科	平成21年度	2,132	1,820	2,087	2,178	1,971	1,716	2,011	1,740					15,655
	平成20年度	1,580	1,776	1,633	1,940	2,018	1,988	2,355	1,987	1,836	2,026	1,817	1,983	22,939
	平成19年度	1,631	1,740	1,461	1,423	1,507	1,381	1,684	1,589	1,357	1,467	1,364	1,430	18,034
整形外科	平成21年度	1,237	1,076	1,291	1,554	1,230	1,211	1,416	1,226					10,241
	平成20年度	1,125	1,216	1,050	1,201	1,311	1,374	1,533	1,611	1,248	1,434	1,267	1,231	15,601
	平成19年度	1,167	1,202	1,209	1,357	877	856	1,235	1,282	1,433	1,273	1,148	1,230	14,269
脳神経外科	平成21年度	431	444	585	630	656	668	588	555					4,557
	平成20年度	612	708	647	577	770	759	660	664	659	671	526	510	7,763
	平成19年度	630	685	674	588	475	484	538	622	822	767	758	791	7,834
皮膚科	平成21年度	0	2	0	0	0	27	36	4					69
	平成20年度	5	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	15	25
	平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	17	14	42
泌尿器科	平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	平成20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産婦人科	平成21年度	32	66	44	25	40	0	0	0					207
	平成20年度	63	42	48	50	33	34	81	62	54	88	77	85	717
	平成19年度	38	44	60	86	100	67	83	75	71	38	75	81	818
眼科	平成21年度	144	126	166	143	155	112	98	125					1,069
	平成20年度	115	95	119	122	124	116	137	53	123	141	141	160	1,446
	平成19年度	66	108	116	121	104	54	93	108	67	99	92	139	1,167
耳鼻咽喉科	平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	平成20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歯科口腔外科	平成21年度	43	48	19	33	21	23	24	28					239
	平成20年度	20	19	35	75	38	25	15	28	17	17	30	32	351
	平成19年度	30	9	38	28	34	26	27	33	27	14	31	36	333
小計	平成21年度	5,425	5,071	5,621	6,027	5,581	5,295	5,926	5,182	0	0	0	0	44,128
	平成20年度	4,898	5,139	4,608	5,124	5,376	5,390	5,858	5,571	5,198	5,571	5,125	5,540	63,398
	平成19年度	4,543	4,886	4,738	4,978	4,447	3,916	5,102	4,848	5,130	5,026	4,967	5,352	57,933
療養	平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	平成20年度	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
	平成19年度	570	511	408	366	411	470	457	490	511	484	435	388	5,501
人間ドック	平成21年度	34	30	76	60	68	26	60	48					402
	平成20年度	41	65	58	93	73	46	78	70	46	38	36	36	680
	平成19年度	30	70	84	114	112	64	107	79	44	65	81	44	894
合計	平成21年度	5,459	5,101	5,697	6,087	5,649	5,321	5,986	5,230	0	0	0	0	44,530
	平成20年度	4,972	5,204	4,666	5,217	5,449	5,436	5,936	5,641	5,244	5,609	5,161	5,576	64,111
	平成19年度	5,143	5,467	5,230	5,458	4,970	4,450	5,666	5,417	5,685	5,575	5,483	5,784	64,328
一日平均患者数	平成21年度	185.8	163.6	187.4	194.4	180.0	176.5	191.2	172.7					181.5
	平成20年度	163.3	165.8	153.6	165.3	173.4	179.7	189.0	185.7	167.7	179.7	183.0	178.7	173.7
	平成19年度	170.4	174.1	171.5	172.4	156.7	146.2	179.3	177.9	182.0	177.7	186.3	185.2	177.3

平成19年～21年度 外来患者延数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
内科	平成21年度	2,278	2,000	2,261	2,448	2,144	2,227	2,277	2,372					18,007
	平成20年度	1,874	1,867	1,855	2,030	1,896	2,057	2,028	1,923	2,026	2,184	1,986	2,310	24,036
	平成19年度	1,393	1,666	1,552	1,624	1,735	1,583	1,857	1,778	1,713	1,819	1,857	1,934	20,511
小児科	平成21年度	444	438	515	607	485	504	586	707					4,286
	平成20年度	439	467	517	501	436	443	548	452	575	578	528	653	6,137
	平成19年度	406	455	573	462	502	360	517	520	555	524	538	546	5,958
外科	平成21年度	1,274	1,282	1,240	1,513	1,431	1,294	1,365	1,241					10,640
	平成20年度	1,329	1,413	1,361	1,514	1,481	1,311	1,464	1,232	1,438	1,326	1,278	1,310	16,457
	平成19年度	1,244	1,317	1,223	1,307	1,433	1,202	1,381	1,310	1,145	1,172	1,170	1,244	15,148
整形外科	平成21年度	1,887	1,906	2,080	2,178	1,963	2,027	1,949	1,777					15,767
	平成20年度	1,693	1,706	1,760	2,085	1,978	1,951	1,893	1,535	1,789	1,824	1,681	1,928	21,823
	平成19年度	1,339	1,695	1,673	1,646	1,769	1,418	1,518	1,566	1,500	1,496	1,506	1,589	18,715
脳神経外科	平成21年度	951	933	1,030	1,047	934	936	1,070	937					7,838
	平成20年度	873	949	941	990	932	945	1,086	837	953	883	881	975	11,245
	平成19年度	852	951	848	860	877	759	846	790	802	802	819	838	10,044
皮膚科	平成21年度	884	857	936	914	1,017	876	888	733					7,105
	平成20年度	704	815	838	1,004	1,021	842	681	766	743	768	737	869	9,788
	平成19年度	703	815	786	798	1,052	781	618	815	674	748	773	762	9,325
泌尿器科	平成21年度	332	292	363	376	298	319	358	338					2,676
	平成20年度	283	291	327	301	293	341	307	287	333	303	297	358	3,721
	平成19年度	291	314	273	326	298	264	321	320	274	302	294	270	3,547
産婦人科	平成21年度	164	162	264	219	165	0	0	0					974
	平成20年度	124	139	181	240	150	238	206	158	207	142	168	215	2,168
	平成19年度	185	177	206	192	200	185	210	183	173	122	157	185	2,175
眼科	平成21年度	1,369	1,223	1,237	1,411	1,258	1,238	1,230	1,141					10,107
	平成20年度	1,339	1,327	1,168	1,566	1,329	1,281	1,371	861	1,380	1,202	1,106	1,260	15,190
	平成19年度	1,208	1,415	1,284	1,396	1,556	1,186	1,366	1,333	1,265	1,377	1,228	1,360	15,974
耳鼻咽喉科	平成21年度	292	310	326	266	322	303	328	294					2,441
	平成20年度	188	230	250	211	330	229	236	196	253	215	251	300	2,889
	平成19年度	119	130	105	120	130	112	132	106	92	100	152	125	1,423
歯科口腔外科	平成21年度	337	303	365	383	343	356	371	326					2,784
	平成20年度	397	394	403	458	414	384	398	372	429	360	385	421	4,815
	平成19年度	276	292	299	347	298	226	319	310	317	300	350	391	3,725
小計	平成21年度	10,212	9,706	10,617	11,362	10,360	10,080	10,422	9,866	0	0	0	0	82,625
	平成20年度	9,243	9,598	9,601	10,900	10,260	10,022	10,218	8,619	10,126	9,785	9,298	10,599	118,269
	平成19年度	8,016	9,227	8,822	9,078	9,850	8,076	9,085	9,031	8,510	8,762	8,844	9,244	106,545
健康診断	平成21年度	34	30	38	54	40	70	48	30					344
	平成20年度	21	30	25	14	26	27	42	112	49	61	60	63	530
	平成19年度	16	19	36	32	20	25	33	40	21	25	25	35	327
人間ドック	平成21年度	16	21	29	38	19	15	16	11					165
	平成20年度	7	11	19	43	21	14	28	20	18	17	19	17	234
	平成19年度													0
合計	平成21年度	10,262	9,757	10,684	11,454	10,419	10,165	10,486	9,907	0	0	0	0	83,134
	平成20年度	9,271	9,639	9,645	10,957	10,307	10,063	10,288	8,751	10,193	9,863	9,377	10,679	119,033
	平成19年度	8,032	9,246	8,858	9,110	9,870	8,101	9,118	9,071	8,531	8,787	8,869	9,279	106,872
一日平均患者数	平成21年度	486.3	539.2	482.6	516.5	493.3	530.5	496.3	519.3					506.9
	平成20年度	440.1	479.9	457.2	495.5	488.6	501.1	464.5	478.8	532.9	515.0	489.4	504.7	486.7
	平成19年度	400.8	439.4	420.1	432.3	428.3	448.7	413.0	430.0	447.9	461.2	442.2	462.2	434.9

平成20・21年度 各科別診療単価(入院)

(単位:円)

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		計	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
内科	26,276	29,791	26,336	27,410	28,639	28,101	27,550	29,272	27,389	30,629	29,015	28,497	29,565	30,379	30,034	30,831	28,100	29,364
小児科	35,875	39,944	39,851	37,916	37,069	34,895	36,537	36,714	37,744	39,435	41,419	39,330	41,460	37,781	37,732	35,422	38,461	37,680
外科	35,714	34,530	35,104	32,871	33,367	34,322	34,291	35,915	32,012	34,934	35,393	34,315	33,410	33,418	34,379	33,515	34,209	34,228
整形外科	42,784	45,923	41,065	46,120	45,501	47,178	48,086	47,092	34,367	42,273	45,964	44,665	49,805	43,444	43,067	44,065	43,830	45,095
脳神経外科	31,734	29,991	29,802	28,691	28,871	26,589	25,546	31,633	22,951	30,102	27,386	29,165	29,617	34,140	28,742	27,422	28,081	29,717
皮膚科	24,438	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,128	3,055	3,516
泌尿器科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産婦人科	37,012	39,638	14,694	25,894	49,452	40,281	28,228	38,444	39,964	40,971	35,337	0	39,148	0	34,649	0	34,810	23,154
眼科	49,235	49,086	47,876	45,068	54,677	55,062	51,185	46,144	51,870	51,228	52,981	56,956	47,972	47,267	46,751	55,813	50,319	50,828
耳鼻咽喉科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歯科口腔外科	34,419	47,111	47,108	35,635	46,394	46,904	38,873	39,144	28,991	43,014	40,328	27,407	26,925	47,932	40,887	39,461	37,991	40,826
合計	34,734	36,052	33,853	34,281	35,232	35,348	35,274	37,201	30,668	35,420	35,903	34,650	37,068	35,297	35,490	35,117	34,778	35,421

平成20・21年度 各科別診療単価(外来)

(単位:円)

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		計	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
内科	8,263	8,632	9,159	8,832	9,010	8,723	9,084	8,718	8,632	8,749	8,569	9,067	8,949	9,171	8,717	8,848	8,798	8,843
小児科	5,358	4,128	3,958	5,658	5,306	7,138	5,398	5,476	6,583	6,609	5,428	5,513	4,952	6,264	5,492	7,357	5,309	6,018
外科	10,490	9,466	10,187	9,673	9,850	9,885	9,864	9,778	10,054	9,903	9,093	10,015	9,480	10,306	10,134	9,612	9,894	9,830
整形外科	5,934	6,170	6,498	6,432	6,443	6,254	6,248	5,960	6,688	6,445	6,023	6,207	6,420	6,121	5,829	6,009	6,260	6,200
脳神経外科	6,940	6,948	7,568	7,278	7,510	7,874	8,010	7,731	8,082	7,535	7,703	7,364	7,367	6,855	6,665	6,889	7,480	7,309
皮膚科	2,027	2,320	2,153	2,282	2,152	2,204	2,270	2,419	2,257	2,337	2,172	2,276	2,286	2,103	2,128	2,068	2,181	2,251
泌尿器科	10,387	10,214	12,380	12,064	9,518	10,277	10,856	9,534	11,484	11,713	10,885	11,261	10,907	8,528	12,994	12,211	11,176	10,725
産婦人科	6,545	6,260	5,829	6,527	6,718	5,632	6,713	6,337	6,256	4,482	6,378	7,177	6,419	0	5,593	0	6,306	4,552
眼科	4,386	4,917	5,064	5,031	5,188	4,278	5,407	4,578	4,910	4,442	4,674	3,988	5,006	5,015	4,956	4,381	4,949	4,579
耳鼻咽喉科	5,692	5,359	6,087	5,549	5,917	7,096	5,482	5,805	4,942	5,616	5,915	5,383	5,556	5,668	6,646	5,562	5,780	5,755
歯科口腔外科	5,689	6,792	5,623	7,157	5,383	5,644	5,328	6,397	6,351	6,655	6,050	7,957	5,947	5,034	6,139	6,565	5,814	6,525
合計	6,738	6,752	7,084	7,029	6,986	6,943	6,988	6,879	7,038	6,954	6,752	6,981	7,008	6,966	6,995	7,016	6,949	6,940

山武市国保加入者の医療機関別外来点数及び機関別外来点数割合

【外来】機関別点数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
国保旭中央病院	2,301,844	2,199,495	2,377,597	2,109,056	2,076,638	2,123,936	2,345,223	2,000,780	2,326,899	2,375,411	2,073,802	2,431,895	26,742,576
国保成東病院	1,084,169	1,273,234	1,170,415	1,359,641	1,303,049	1,213,437	1,362,720	1,087,967	1,186,580	1,172,643	1,116,562	1,194,892	14,525,309
国保大網病院	51,378	64,064	24,289	39,236	49,928	64,116	45,143	34,856	49,700	43,953	49,051	47,861	563,575
成田赤十字病院	196,260	227,965	254,877	270,673	210,650	241,798	270,546	336,112	271,933	282,591	207,075	295,672	3,066,152
千葉県がんセンター	167,201	206,263	269,595	295,277	242,731	223,548	241,947	214,491	200,361	200,772	265,309	293,861	2,821,356
千葉県こども病院	1,764	2,753	408	6,512	1,658	6,189	8,728	4,019	6,442	14,392	7,795	6,963	67,623
千葉県救急医療センター	1,869	4,938	3,735	3,877	5,457	2,821	6,360	7,095	5,487	28,541	22,020	9,040	101,240
千葉県循環器病センター	13,749	9,546	2,711	4,778	2,813	7,429	15,936	4,163	15,062	15,996	3,792	12,532	108,507
千葉県立東金病院	165,933	213,094	201,039	171,685	144,032	191,874	174,895	184,096	214,410	228,649	245,893	211,098	2,346,698
千葉大学医学部附属病院	201,675	231,847	216,900	233,109	220,772	236,835	318,848	194,807	263,480	241,782	308,765	272,538	2,941,358
その他医療機関(県内)	11,765,194	11,787,973	11,509,026	11,819,449	11,176,808	11,580,454	12,257,545	11,145,312	11,861,127	11,787,874	11,300,237	12,043,643	140,034,642
その他医療機関(県外)	356,477	440,398	476,954	492,564	446,689	361,151	463,166	492,346	448,098	402,009	441,356	380,278	5,201,486
総計	16,307,513	16,661,570	16,507,546	16,805,857	15,881,225	16,253,588	17,511,057	15,706,044	16,849,579	16,794,613	16,041,657	17,200,273	198,520,522

【外来】機関別点数割合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
国保旭中央病院	14.1%	13.2%	14.4%	12.5%	13.1%	13.1%	13.4%	12.7%	13.8%	14.1%	12.9%	14.1%	13.5%
国保成東病院	6.6%	7.6%	7.1%	8.1%	8.2%	7.5%	7.8%	6.9%	7.0%	7.0%	7.0%	6.9%	7.3%
国保大網病院	0.3%	0.4%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
成田赤十字病院	1.2%	1.4%	1.5%	1.6%	1.3%	1.5%	1.5%	2.1%	1.6%	1.7%	1.3%	1.7%	1.5%
千葉県がんセンター	1.0%	1.2%	1.6%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.7%	1.7%	1.4%
千葉県こども病院	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
千葉県救急医療センター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
千葉県循環器病センター	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%
千葉県立東金病院	1.0%	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.2%	1.2%
千葉大学医学部附属病院	1.2%	1.4%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.8%	1.2%	1.6%	1.4%	1.9%	1.6%	1.5%
その他医療機関(県内)	72.1%	70.7%	69.7%	70.3%	70.4%	71.2%	70.0%	71.0%	70.4%	70.2%	70.4%	70.0%	70.5%
その他医療機関(県外)	2.2%	2.6%	2.9%	2.9%	2.8%	2.2%	2.6%	3.1%	2.7%	2.4%	2.8%	2.2%	2.6%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【外来】1件あたり点数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
外来件数	21,244	21,301	21,231	21,738	20,150	21,011	22,716	20,254	21,336	20,767	20,107	21,745	253,600
1件あたり	768	782	778	773	788	774	771	775	790	809	798	791	783

山武市国保加入者の医療機関別入院点数及び機関別入院点数割合

【入院】機関別点数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
国保旭中央病院	2,530,556	2,285,766	1,715,955	3,275,929	3,009,914	2,610,827	2,269,167	1,932,668	2,380,971	2,540,803	2,177,664	2,369,747	29,099,967
国保成東病院	2,109,081	2,264,847	2,128,679	2,734,879	2,465,716	2,762,524	2,621,463	2,228,402	2,439,170	2,036,993	2,123,945	2,104,792	28,020,491
国保大網病院	45,363	152,887	351,692	116,252	92,305	91,457	120,159	67,502	82,868	102,908	0	36,844	1,260,237
成田赤十字病院	921,136	358,778	1,310,607	1,108,488	1,379,251	942,046	1,107,439	1,153,698	1,087,985	1,306,608	866,431	811,048	12,353,515
千葉県がんセンター	343,455	223,692	454,407	446,863	585,531	28,989	229,357	220,695	329,177	494,688	82,023	171,853	3,610,730
千葉県こども病院	0	0	0	0	50,301	64,117	0	0	0	0	0	0	114,418
千葉県救急医療センター	237,294	5,632	0	0	203,968	110,276	142,280	35,366	1,538,817	516,325	313,250	389,389	3,492,597
千葉県循環器病センター	41,333	72,657	0	919,500	334,718	13,464	126,865	39,508	26,728	337,288	394,906	184,618	2,491,585
千葉県立東金病院	120,743	179,272	320,627	198,871	108,879	117,697	91,542	114,200	85,179	20,527	48,575	277,351	1,683,463
千葉大学医学部附属病院	727,889	701,268	1,019,074	819,974	864,495	424,576	914,167	577,167	383,524	653,085	362,955	524,294	7,972,468
その他医療機関(県内)	5,747,951	6,718,822	5,835,676	7,045,570	5,593,157	5,748,818	7,241,925	6,636,035	7,624,559	7,241,657	6,900,890	7,157,022	79,492,082
その他医療機関(県外)	1,009,765	1,166,192	1,902,753	1,178,541	853,481	327,994	1,252,640	287,833	575,593	1,023,224	750,979	611,264	10,940,259
総計	13,834,566	14,129,813	15,039,470	17,844,867	15,541,716	13,242,785	16,117,004	13,293,074	16,554,571	16,274,106	14,021,618	14,638,222	180,531,812

【入院】機関別点数割合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
国保旭中央病院	18.3%	16.2%	11.4%	18.4%	19.4%	19.7%	14.1%	14.5%	14.4%	15.6%	15.5%	16.2%	16.1%
国保成東病院	15.2%	16.0%	14.2%	15.3%	15.9%	20.9%	16.3%	16.8%	14.7%	12.5%	15.1%	14.4%	15.5%
国保大網病院	0.3%	1.1%	2.3%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%	0.0%	0.3%	0.7%
成田赤十字病院	6.7%	2.5%	8.7%	6.2%	8.9%	7.1%	6.9%	8.7%	6.6%	8.0%	6.2%	5.5%	6.8%
千葉県がんセンター	2.5%	1.6%	3.0%	2.5%	3.8%	0.2%	1.4%	1.7%	2.0%	3.0%	0.6%	1.2%	2.0%
千葉県こども病院	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
千葉県救急医療センター	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.8%	0.9%	0.3%	9.3%	3.2%	2.2%	2.7%	1.9%
千葉県循環器病センター	0.3%	0.5%	0.0%	5.2%	2.2%	0.1%	0.8%	0.3%	0.2%	2.1%	2.8%	1.3%	1.4%
千葉県立東金病院	0.9%	1.3%	2.1%	1.1%	0.7%	0.9%	0.6%	0.9%	0.5%	0.1%	0.3%	1.9%	0.9%
千葉大学医学部附属病院	5.3%	5.0%	6.8%	4.6%	5.6%	3.2%	5.7%	4.3%	2.3%	4.0%	2.6%	3.6%	4.4%
その他医療機関(県内)	41.5%	47.6%	38.8%	39.5%	36.0%	43.4%	44.9%	49.9%	46.1%	44.5%	49.2%	48.9%	44.0%
その他医療機関(県外)	7.3%	8.3%	12.7%	6.6%	5.5%	2.5%	7.8%	2.2%	3.5%	6.3%	5.4%	4.2%	6.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【入院】1件あたり点数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
入院件数	306	305	315	330	328	301	334	304	311	305	300	332	3,771
1件あたり	45,211	46,327	47,744	54,075	47,383	43,996	48,255	43,727	53,230	53,358	46,739	44,091	47,874

地方独立行政法人さんむ医療センター定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等の業務を行うとともに、地域医療機関、福祉施設及び山武市との連携の下、在宅医療の充実を図るなど、地域に密着した病院として、住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人さんむ医療センター(以下「法人」という。)とする。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、山武市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所の所在地は、山武市成東167番地とする。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(役員)

第7条 法人に役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順位により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山武市長(以下「市長」という。)に意見を提出することができる。

(役員任命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(職員任命等)

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第 12 条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 13 条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第 14 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止を除く。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第 15 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(病院の名称及び所在地)

第 16 条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
さんむ医療センター	山武市成東 167 番地

(業務の範囲)

第 17 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 介護保険に関する業務を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 18 条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

(資本金)

第 19 条 法人の資本金の額は、山武市が出資する別表に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として山武市が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第 20 条 法人が解散した場合において、法第 92 条第 2 項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、山武市に帰属する。

(委任)

第 21 条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表(第 19 条関係)

土地

所在地	面積(平方メートル)
山武市成東 172 番地 1	956.75
山武市成東 190 番地 1	956.74

建物

施設名	所在地	延べ床面積 (平方メートル)
病院	山武市成東 167 番地	16,838.25
車庫及び倉庫	同	293.40
看護師宿舎	同	696.72
託児所	山武市成東 245 番地 3	149.88

地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定により、地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

2 臨時の委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時の委員の任期は、その委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員(議事に関係のある臨時の委員がいる場合はその委員を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<収支計画>	平成21年度 決算見込額	組合解散による 影響額	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医業収益	3,364,998	0	3,364,998	3,364,998	3,364,998	3,364,998
入院収益	2,335,095	0	2,335,095	2,335,095	2,335,095	2,335,095
外来収益	900,982	0	900,982	900,982	900,982	900,982
その他医業収益	128,921	0	128,921	128,921	128,921	128,921
医業費用	4,124,724	-223,706	3,791,900	3,783,920	3,784,068	3,794,463
給与費	2,560,022	-182,000	2,350,143	2,338,634	2,334,879	2,339,274
材料費	759,828	0	759,828	759,828	759,828	759,828
経費	624,906	-41,706	596,481	596,481	596,481	596,481
研究研修費	8,677	0	8,677	8,677	8,677	8,677
減価償却費	170,291	0	75,771	79,300	83,203	89,203
資産減耗費	1,000	0	1,000	1,000	1,000	1,000
医業外収益	608,940	-36,762	424,819	424,819	424,819	424,819
受取利息配当金	1	0	1	1	1	1
補助金	15,819	0	15,819	15,819	15,819	15,819
負担金交付金	550,265	-36,762	366,211	366,211	366,211	366,211
託児所収益	2,759	0	2,759	2,759	2,759	2,759
売店収益	67	0	0	0	0	0
その他医業外収益	40,029	0	40,029	40,029	40,029	40,029
医業外費用	78,929	-44,135	34,794	34,794	34,794	34,794
支払利息及び諸費等	44,135	-44,135	0	0	0	0
繰延勘定償却	10,980	0	10,980	10,980	10,980	10,980
託児所経費	18,737	0	18,737	18,737	18,737	18,737
売店費用	0	0	0	0	0	0
その他医業外費用	5,077	0	5,077	5,077	5,077	5,077
固定資産税			0	0	0	0
地域医療収益	48,559	0	48,559	48,559	48,559	48,559
訪問看護収益	40,773	0	40,773	40,773	40,773	40,773
居宅介護支援事業収益	4,143	0	4,143	4,143	4,143	4,143
介護保険意見書料	3,272	0	3,272	3,272	3,272	3,272
事業外収益	371	0	371	371	371	371
地域医療費用	2,970	0	2,970	2,970	2,970	2,970
給与費	0	0	0	0	0	0
材料費	100	0	100	100	100	100
経費	2,770	0	2,770	2,770	2,770	2,770
研究研修費	100	0	100	100	100	100
減価償却費	0	0	0	0	0	0
経常損益	-184,126	0	8,712	16,692	16,544	6,149
資金ベース	-1,855	0	96,463	107,972	111,727	107,332
繰入前経常損益	-734,391	0	-357,499	-349,519	-349,667	-360,062
資本的収入	296,282	-264,881	30,000	30,000	30,000	30,000
企業債	0	0				
出資金(市町負担金)	293,881	-264,881	30,000	30,000	30,000	30,000
固定資産売却代金	2,401	0	0	0	0	0
資本的支出	293,881	-264,881	60,000	60,000	60,000	60,000
建設改良費	29,000	0	60,000	60,000	60,000	60,000
企業債償還元金	264,881	-264,881	0	0	0	0
負担金合計			396,211	396,211	396,211	396,211

<収支計画>	積算根拠(解散による影響額)	積算根拠(独法後)
医業収益		
入院収益	平成21年度決算見込額 単価35,193円×入院患者数182.3/日×365日+分娩休止等の影響額	
外来収益	平成21年度決算見込額 単価7,300円×外来患者数496.2/日×242日+リハ・MRI活用等の影響額	
その他医業収益	平成21年度決算見込額	成東病院経営改善計画決算見込額
医業費用		
給与費	総合事務組合負担金2.44億円-引当金0.62億円=1.82億円	職員数:全国の同規模自治体病院と比較すると、職員数が多いことを踏まえ、原則医師、看護師以外には不補充で対応することを原則とした。 給料表:国立病院機構の給料表をベースに新規作成 平成21年度決算見込をベースに定期昇給分を反映させた。 総合事務組合負担金:総合事務組合からの脱退により、毎年の負担金2.44億円が皆減する。 退職手当引当金:独法独自に新たな引当積立として0.62億円を計上。
材料費	平成21年度決算見込額	
経費	平成21年度決算見込額 債務負担(オーダリングシステム)は市町負担のため控除した 11月の補正により、「リハビリ支援システム」、「看護支援システム」、「看護勤務表作成システム」が導入されることとなった。そのため、H21年度分(3ヶ月分)と、次年度以降H26.12月分までを加味することとした。	
研究研修費	平成21年度決算見込額	
減価償却費	平成21年度決算見込額	不動産等については、山武市から現物出資、医療機器等については無償譲渡することとした。したがって医療機器等については、「資産見返物品受贈戻入」として収入が見込まれるため新規導入分のうち、病院負担分のみを計上し、これに不動産分を加算した。
資産減耗費	平成21年度決算見込額	
医業外収益		
受取利息配当金	平成21年度決算見込額	
補助金	平成21年度決算見込額	
負担金交付金	平成21年度山武市負担金から起債元利償還金を控除した額を仮置き	他会計繰入金については地方財政計画を基準とし、新規設定(詳細別紙)
託児所収益	平成21年度決算見込額	
売店収益	独法後発生しない。	独法後発生しない。
その他医業外収益	平成21年度決算見込額	
医業外費用		
支払利息及び諸費等	平成21年度決算見込額 起債償還金(利子分)は市町負担のため控除した	
繰延勘定償却	平成21年度決算見込額	
託児所経費	平成21年度決算見込額	
売店費用	平成21年度決算見込額	
その他医業外費用	平成21年度決算見込額	
固定資産税		新設型独法につき非課税独法に該当しないため固定資産税を計上
地域医療収益		
訪問看護収益	平成21年度決算見込額	
居宅介護支援事業収益	平成21年度決算見込額	
介護保険意見書料	平成21年度決算見込額	
事業外収益	平成21年度決算見込額	
地域医療費用		
給与費	平成21年度決算見込額	
材料費	平成21年度決算見込額	
経費	平成21年度決算見込額	
研究研修費	平成21年度決算見込額	
減価償却費	平成21年度決算見込額	
経常損益		
資金ベース		
繰入前経常損益		
資本的収入		
企業債		
出資金(市町負担金)	平成21年度山武市負担金から起債元利償還金を控除した額を仮置き	他会計繰入金については地方財政計画を基準とし、新規設定(詳細別紙)
固定資産売却代金	一時的なもの	一時的なもの
資本的支出		
建設改良費		
企業債償還元金		

H22-24 東金市・九十九里町・芝山町より救急医療支援:70,153千円

<山武市負担金>	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
独法繰出金	326,058	326,058	326,058	396,211
企業債償還 構成市町分一括	307,173	290,188	162,489	130,686
振興資金償還 構成市町分一括	30,999	30,999	30,999	30,999
退職手当償還(3セク債) 山武市分のみ	71,882	71,852	71,852	71,852
債務負担行為(オーダリングシステム)負担額 山武市分のみ	23,297	23,297	23,297	
病院建物修繕費起債償還(国交付金無し) 構成市町分一括		39,583	39,566	39,566
新独法初期運転資金	500,000			
歳出計	1,259,409	781,977	654,261	669,314
交付税(ベッド割)	207,925	207,925	207,925	207,925
交付税(救急)	46,475	46,475	46,475	46,475
交付税(公債費)	38,728	47,634	40,474	33,319
企業債償還 構成他市町分	118,491	110,994	57,787	46,907
振興資金償還 構成他市町分	13,683	13,683	13,683	13,683
病院建物修繕費起債償還(国交付金無し) 構成他市町分		13,541	13,535	13,535
歳入計	425,302	440,252	379,879	361,844
差引	834,107	341,725	274,382	307,470
	553,214	60,832	-6,511	26,577

<山武市負担金>	
独法繰出金	
企業債償還 構成市町分一括	一部事務組合解散協議に基づく清算額
振興資金償還 構成市町分一括	一部事務組合解散協議に基づく清算額
退職手当償還(3セク債) 山武市分のみ	一部事務組合解散協議に基づく清算額
債務負担行為(オーダリングシステム)負担額 山武市分のみ	一部事務組合解散協議に基づく清算額
病院建物修繕費起債償還(国交付金無し) 構成市町分一括	一部事務組合解散協議に基づく清算額
新独法初期運転資金	一部事務組合解散協議に基づく清算額
歳出計	
交付税(ベッド割)	H21年度:193床×594,072円=114,655千円 H22年度以降:350床×594,072円=207,925千円 H27年度以降:234床×594,072円=138,996千円
交付税(救急)	H21年度:救急告示病院 32,899,993円+4床×1,696,985円=39,687千円 H22年度以降:救急告示病院 32,899,993円+8床×1,696,985円=46,475千円
交付税(公債費)	一部事務組合解散協議に基づく清算額
企業債償還 構成他市町分	一部事務組合解散協議に基づく清算額
振興資金償還 構成他市町分	一部事務組合解散協議に基づく清算額
病院建物修繕費起債償還(国交付金無し) 構成他市町分	一部事務組合解散協議に基づく清算額
歳入計	
差引	

繰出金(案)

(単位:千円)

繰出項目	一部組合 H21実績	繰出基準	H22(案)
医療機器整備費	29,000	地財計画:医療機器整備の1/2	30,000
リハビリテーション医療に要する経費	61,100	地財計画:1,166円×年間延患者数37,801	44,075
救急医療に要する経費	158,932	平成21年度予算における「救急医療に要する経費」を基準 (地財計画:73,366千円×関係病院数1)	158,932
高度医療に要する経費	185,418	地財計画:集中治療室等運営費 12,208千円×ICU等病床数5(病床数9)	61,040
保健衛生行政事務に要する経費	10,295	栄養指導員・ソーシャルワーカーの経費 (地財計画:17,811千円×病院数)	10,295
経営基盤強化対策に要する経費	4,381	地財計画:医師及び看護師等の研究研修費の1/2 10,767千円×1/2×病院数	4,381
年金追加費用に要する経費	38,822		38,822
基礎年金拠出金に要する経費	38,666		38,666
児童手当に要する経費	4,630		0
院内託児所に要する経費	16,641	地財計画:1,000千円×関係病院数1	10,000
繰出金	547,885		396,211

救急医療に要する経費:組合解散協議において、東金市、九十九里町及び芝山町はH21年度予算(158,932千円)を基準として、既定負担割合でH22～24年までの間負担することとする。山武市:88,779千円 東金市・九十九里町・芝山町合計:70,153千円